

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市長

公表日

令和5年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、要保護者に対して最低限度の生活の保障及び自立の助長を行っている。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の要否や程度の決定 ②保護金品の給付及び返還 ③生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ④医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、本人確認事務、機関別符号の取得等 (委託先: 社会保険診療報酬支払基金)
③システムの名称	総谷福祉保健システム、中間サーバー、団体内統合死名システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 生活支援課 047-421-6696

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I-4.-②	<p>1.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>1.番号法第19条第7号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち, 第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	
平成29年7月13日	I-5.-②	生活支援課長 村田 順儀	生活支援課長 佐久間 直和	事後	
平成29年7月13日	I-7.	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 情報管理課 情報公開室 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	事後	
平成29年7月13日	II-1. いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年7月13日	II-2. いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成30年5月30日	II-1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	評価書の見直しによる。
平成30年5月30日	II-2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	評価書の見直しによる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月30日	I-4.-②	<p>1.番号法第19条第7号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3..行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>1.番号法第19条第7号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3..行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	評価書の見直しによる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I-4.-②	<p>1.番号法第19条第7号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3..行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>1.番号法第19条第7号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	評価書の見直しによる。
令和1年6月24日	II-1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しによる。
令和1年6月24日	II-2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しによる。
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い「IV リスク対策」について記載	事後	評価書の見直しによる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月17日	I-4.-②	<p>1.番号法第19条第7号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>1.番号法第19条第7号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	評価書の見直しによる。
令和2年7月17日	I-5.-②	生活支援課長 佐久間 直和	課長	事後	評価書の見直しによる。
令和2年7月17日	II-1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる。
令和2年7月17日	II-2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる。
令和2年7月17日	IV-8. 監査	自己点検	自己点検, 内部監査	事前	評価書の見直しによる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	I-4.-②	<p>1.番号法第19条第7号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>1.番号法第19条第8号</p> <p>2.番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	評価書の見直しによる。
令和3年11月25日	I-7.	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713	事後	評価書の見直しによる。
令和3年11月25日	I-7.	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 生活支援課 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 生活支援課 047-421-6696	事後	評価書の見直しによる。
令和3年11月25日	II-1. いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる。
令和3年11月25日	II-2. いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる。
令和3年11月25日	IV-8. 監査	自己点検, 内部監査	自己点検	事前	評価書の見直しによる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II-1. いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる。
令和4年7月8日	II-2. いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる。
令和5年3月30日	I-1.-②	生活保護法に基づき、要保護者に対して最低限度の生活の保障及び自立の助長を行っている。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の要否や程度の決定 ②保護金品の給付及び返還	生活保護法に基づき、要保護者に対して最低限度の生活の保障及び自立の助長を行っている。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の要否や程度の決定 ②保護金品の給付及び返還 ③生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ④医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、本人確認事務、機関別符号の取得等(委託先:社会保険診療報酬支払基金)	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入による。
令和5年3月30日	I-1.-③	総合福祉保健システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	総合福祉保健システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月30日	I-4.-②	<p>1. 番号法第19条第8号</p> <p>2. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号</p> <p>2. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2, 第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>	事後	評価書の見直しによる。
令和5年3月30日	IV-5	委託しない	十分である	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入による。